

事 務 連 絡  
令和 2 年 6 月 1 0 日

事 務 担 当 者 殿

公立学校共済組合岡山支部  
一般財団法人岡山県教育職員互助組合

組合員（会員）の人事異動に伴う手続き等について（お願い）

平素より大変お世話になっております。

人事異動等により組合員（会員）の資格を取得・喪失した場合、加入期間の長短にかかわらず、手続きが必要となります。

つきましては、次のとおり該当者がいる場合には、必要書類をご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 資格取得手続きが必要な者

#### (1) 新規加入者

- ①正規採用職員
- ②常勤の臨時的任用職員（常勤講師等）
- ③常勤の任期付採用職員（育休代員等）

- (2) 18 日以上勤務した月が引き続いて 12 月を超えるに至った者で、13 月目以後引き続き任用される場合  
(フルタイム会計年度任用職員の 2 年目等（別紙＜参考＞ 5 を参照）)

#### (3) 転入者

- ①公立学校共済組合の他支部（他県）から転入したとき
- ②他の共済組合から転入したとき（地方職員共済組合、市町村職員共済組合等）

## 2 資格喪失手続きが必要な者

### (1) 退職者

#### ①退職したとき

(但し、引き続き常勤の再任用職員又は上記1 (1) により任用される場合を除く (別紙<参考> 1 を参照))

#### ②次の者の任用期間満了時 (別紙<参考> 2 を参照)

(但し、引き続き同じ任用又は上記1 (1) により任用される場合を除く (別紙<参考> 3, 4 を参照))

- ・常勤の臨時的任用職員
- ・常勤の任期付採用職員
- ・常勤の再任用職員
- ・フルタイム会計年度任用職員

#### ③フルタイム会計年度任用職員が、異なる任命権者のフルタイム会計年度任用職員となったとき

### (2) 転出者

#### ①公立学校共済組合の他支部 (他県) へ転出したとき

#### ②他の共済組合へ転出したとき (地方職員共済組合、市町村職員共済組合等)

3 手続きの詳細や書類の様式につきましては、ホームページ『おかやま教職員福利厚生ネット』⇒『人事異動について』をご参照のうえ、必要書類をプリントアウトしてご使用ください。

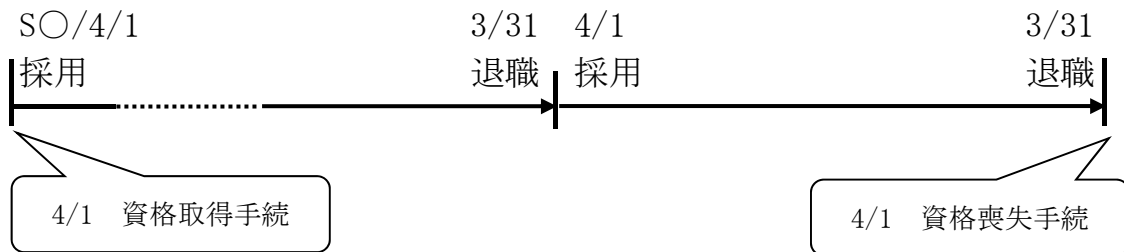
※ なお、死亡退職の場合は、遺族の状況等によって提出書類が異なる場合があります。必要書類を送付いたしますので、福利課給付班へご連絡ください。

問合せ先		直通番号
○共済組合の資格取得・喪失 共済・互助組合の諸給付	給付班	086-226-7606
○共済組合の転出入・年金関係	年金班	086-226-7605
○互助組合準会員関係	互助経理班	086-226-7609
○退職互助の会員関係	退職互助班	086-226-7610
○貸付関係	共済経理・貸付班	086-226-7608
○退会記念品関係	福利厚生班	086-226-7603

1. 退職後、常勤の再任用職員等として任用される場合

(例1) 退職後、常勤の再任用職員として引き続き任用される時

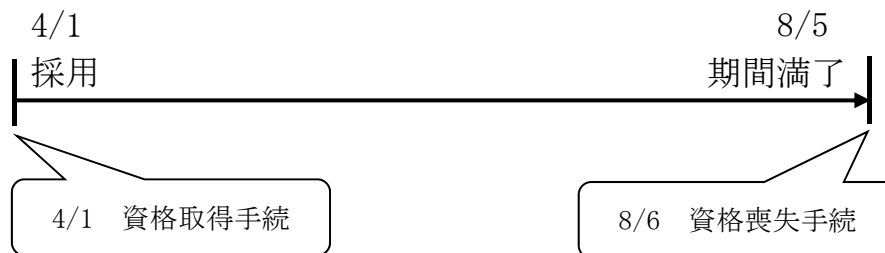
A 高等学校 教諭 昭和〇年4月1日採用  
令和3年3月31日退職  
B 高等学校 再任用教諭 令和3年4月1日採用  
令和4年3月31日退職



2. 任用期間満了後、引き続き任用されない場合

(例2) 任期付採用職員として採用され、その任用期間が終了し引き続き任用されない時

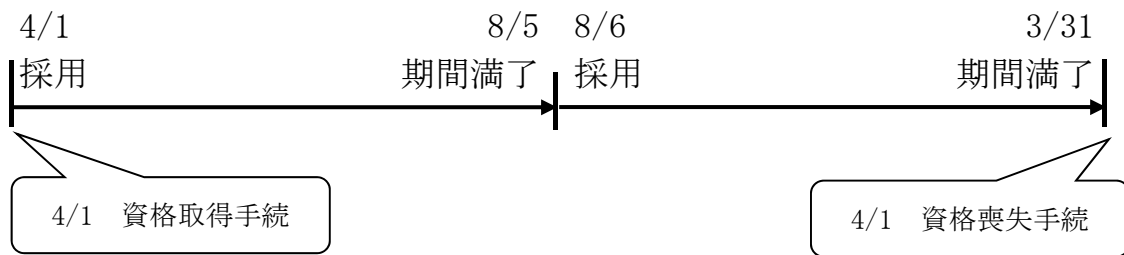
A 高等学校 育休代員 令和2年4月1日採用  
令和2年8月5日期間満了



3. 任用期間満了後、日を空けずに引き続き任用される場合

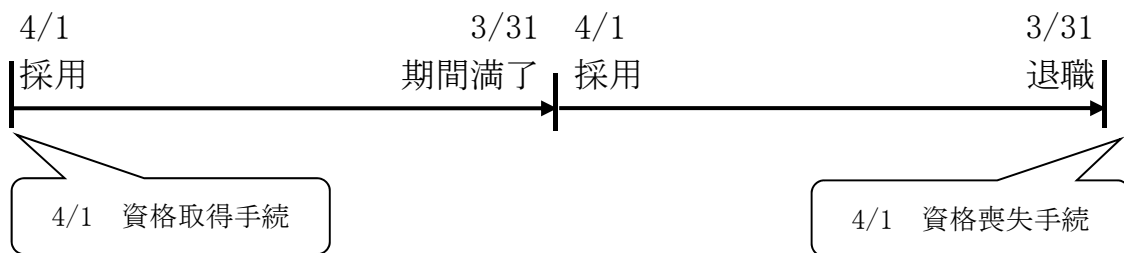
(例3) 任期付採用職員としての任用期間満了後、臨時的任用職員として引き続き任用されるとき

A 高等学校 育休代員 令和2年4月1日採用  
令和2年8月5日期間満了  
B 高等学校 産休代員 令和2年8月6日採用  
令和3年3月31日期間満了



(例4) 常勤の再任用職員としての任用期間満了後、臨時的任用職員として引き続き任用されるとき

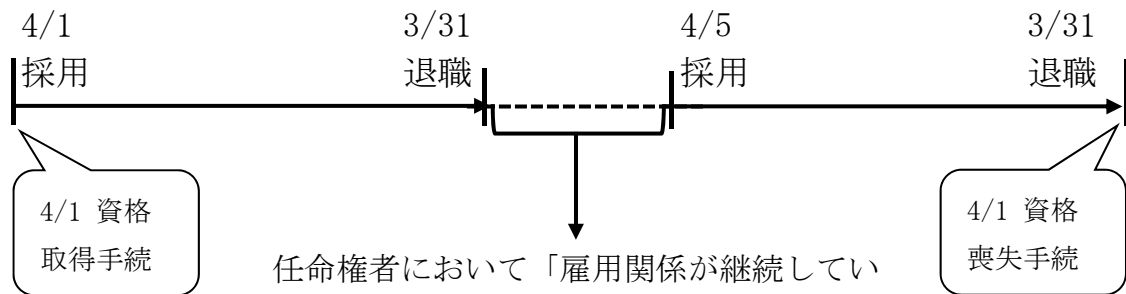
A 高等学校 再任用教諭 令和2年4月1日採用  
令和3年3月31日期間満了  
B 高等学校 常勤講師 令和3年4月1日採用  
令和4年3月31日退職



#### 4. 任用期間満了後、日を空けて再度任用される場合

(例5) 臨時的任用職員退職後、臨時的任用職員として再度任用され、任命権者において「雇用関係が継続していると認められる」場合

A 高等学校 臨的主事 令和2年4月1日採用 令和3年3月31日退職  
B 高等学校 常勤講師 令和3年4月5日採用 令和4年3月31日退職

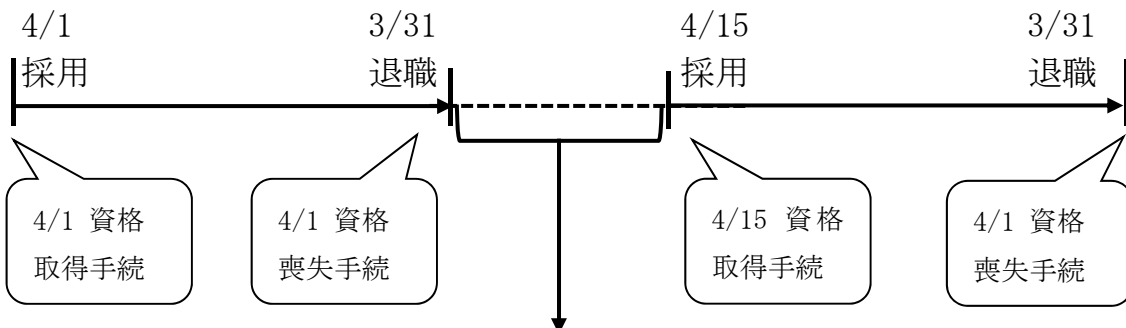


任命権者において「雇用関係が継続していると認められる」場合、共済組合の資格が継続します。

(例) 県費採用職員の場合、原則10日以内に再度任用される場合に資格が継続します。

(例6) 臨時的任用職員退職後、臨時的任用職員として再度任用されたが、任命権者において「雇用関係が継続していると認められない」場合

A 高等学校 臨的主事 令和2年4月1日採用 令和3年3月31日退職  
B 高等学校 常勤講師 令和3年4月15日採用 令和4年3月31日退職



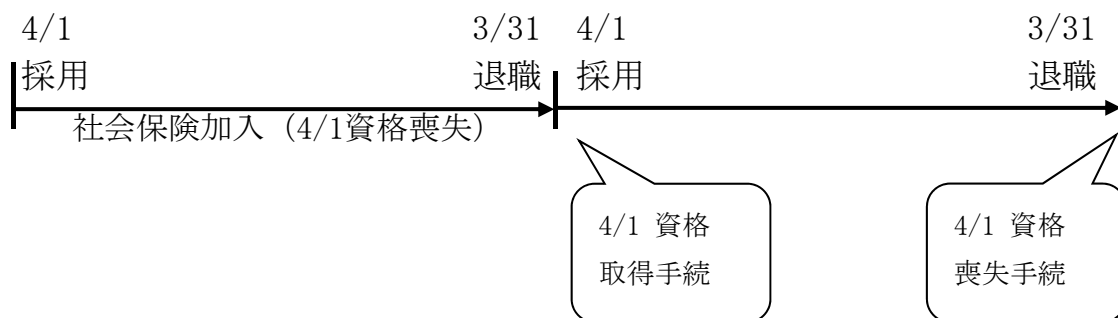
任命権者において「雇用関係が継続していると認められない」場合、共済組合の資格は継続しません。

(例) 県費採用職員の場合、原則10日を超えて再度任用される場合には資格は継続しません。

5. 18日以上勤務した月が引き続いて12月を超えるに至った者で、13月目以後引き続き任用される場合（フルタイムの会計年度任用職員の2年目等）

(例7) フルタイム会計年度任用職員が加入要件を満たした場合

A 高等学校 事務員 令和2年4月1日採用 令和3年3月31日退職  
 B 高等学校 事務員 令和3年4月1日採用 令和4年3月31日退職



(例8) フルタイム会計年度任用職員が加入要件を満たした場合

A 高等学校 事務員 令和3年10月1日採用 令和4年3月31日退職  
 B 高等学校 事務員 令和4年4月1日採用 令和5年3月31日退職

